

只見町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和6年12月

福島県只見町

目次

1. 背景

- (1) 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 自然首都・只見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2. 基本事項

- (1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 上位計画及び関連計画との位置づけ・・・・・・・・・・・・ 4

3. 温室効果ガスの排出状況

- (1) 基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) エネルギー種別ごとの温室効果ガスの排出状況・・・・ 5
- (3) 施設別の温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・ 6

4. 温室効果ガスの排出削減目標

- (1) 温室効果ガスの削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

5. 目標達成に向けた取組

- (1) 取組の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

- (1) 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 点検・評価・見直し体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (3) 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

7. 参考資料

- (1) 対象施設と二酸化炭素排出量一覧・・・・・・・・・・・・・・ 12

1.背景

(1) 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の活動による温室効果ガスの排出に起因する温暖化の進行は疑う余地がないこと、また、自然環境にもたらされている急速な変化は地球温暖化が直接関係していることが示されました。

2015年12月には、COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)にて、法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択され、「産業革命以降の平均気温の上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」等を目指しています。これにより、世界全体で目標達成に向けた取り組みを実施することとなりました。

我が国は、2020年10月に2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されています。

国内外における地球温暖化対策に対する社会的要請の変化を受けて、只見町においても、温室効果ガスの削減の重要性を認識・共有し、温室効果ガス削減達成に向けて、全庁で取り組んでいくための計画が必要となっていることから、この度、本計画を策定することとしました。

(2) 自然首都・只見

只見町は豪雪に特徴づけられる豊かで貴重な自然環境や天然資源およびそれらを拠り所として地域住民の伝統的な生活・文化が存在しています。

このことから“人と自然とが共生する国際的なモデル地域”として評価を受け、只見町全域および隣接する桧枝岐村の一部は2014年6月に

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）から「人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画」における「只見ユネスコエコパーク（Tadami Biosphere Reserve）」としてBR（Biosphere Reserve）に登録されました。

現在、ユネスコのMAB計画における生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の理念・目的を達成するために、「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」が作成されており、3つの行動計画（①自然環境および生物多様性の保護・保全、②それらを拠り所とし、活用した地域の持続可能な社会経済発展、そして③それらを実現するための学術調査研究・教育および人材育成）を掲げ、只見町は普及と啓発活動に努めています。

また、町の豊かな森林を健全に育んでいくことは課題であり、適切な森林育成を推進することは、森林の多面的機能を十分に発揮することにもつながります。森林の適切な管理を推進することで、温室効果ガス排出量の多くを占める二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能を最大化することは、地球温暖化対策において重要な取組です。加えて、只見町では燃料としての薪の利用が継続的に行われており、地域内の化石燃料の消費を抑え、低炭素社会のモデルとなる可能性を秘めています。



2.基本事項

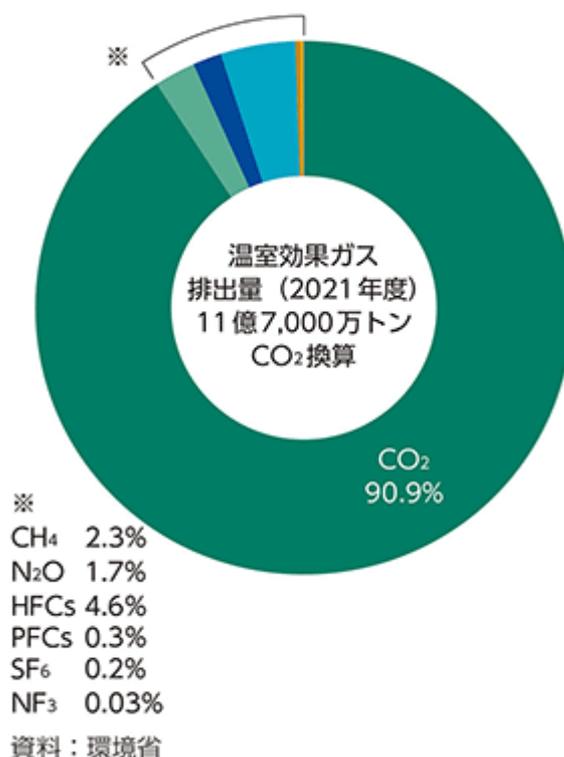
(1) 目的

只見町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「只見町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、町の事務及び事業による温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能なエネルギーの使用を目的として策定するものです。省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化、再生可能エネルギーの利用などの取組を推進し目的達成を目指します。

(2) 対象とする温室効果ガス

只見町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

図 1-1-1 我が国が排出する温室効果ガスの内訳
(2021年単年度)



(3) 対象とする範囲

只見町事務事業編の対象範囲は、本町が実施する全ての事務及び事業とします。ただし、外部への委託や指定管理者制度等により実施している事務及び事業については、温室効果ガス排出量の把握が困難であることから、計画の対象外とします。

(4) 計画期間

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で中期目標が2030年となっていることから、計画期間は2024年度から2030年度までとします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

只見町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、「第七次只見町振興計画」の基本計画である「I.自然と共生するまちづくり」に位置付く計画です。

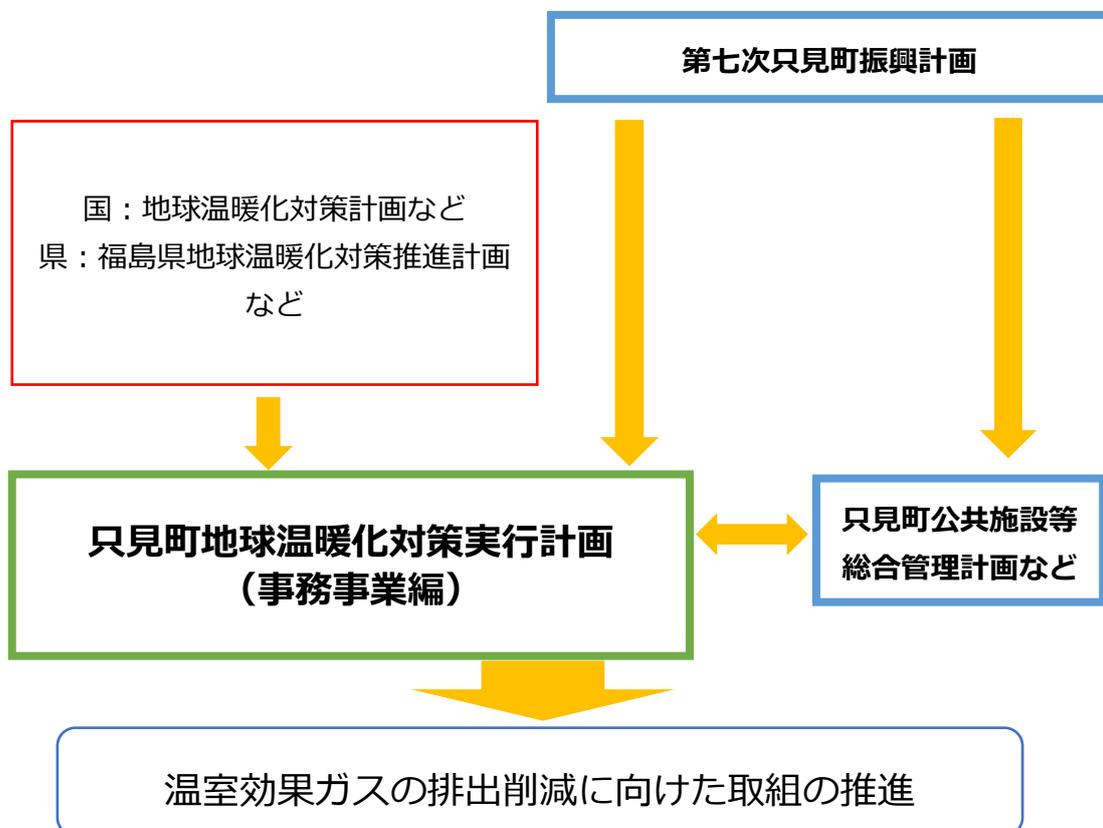


図 1 只見町事務事業編の位置付け

3.温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度

只見町事務事業編では、基準年度を2022年度とします。只見町の事務及び事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、2022年度において、1,814t-CO₂となっています。

2022年度温室効果ガス排出量：1,814t-CO₂

(2) エネルギー種別ごとの温室効果ガスの排出状況

基準年度(2022年度)における排出量について、エネルギー種別ごとにみると、電気が全体の84.7%を占め、次いで灯油9.7%、ガソリン2.9%、軽油2.5%、LPG0.2%となっています。

ただし、2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりガソリンや軽油の使用量が少なかったと考えられるため、今後はガソリンと軽油の使用量増加が予想されます。

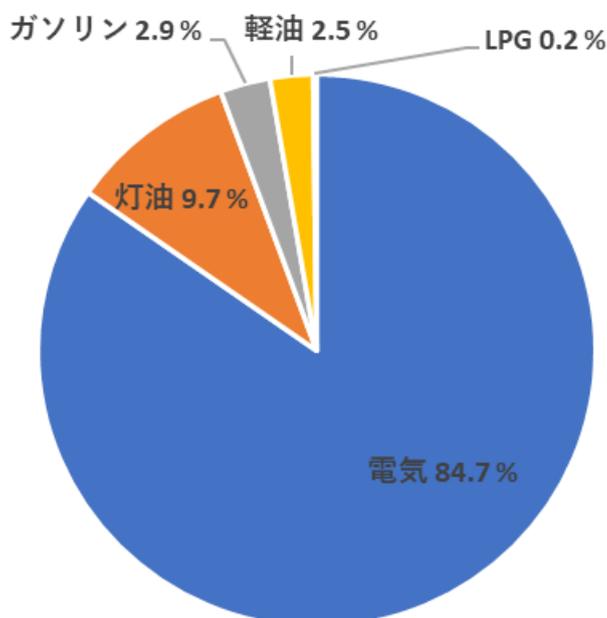


図2 エネルギー種別ごとの「温室効果ガス総排出量」の割合(2022年度)

(3) 施設別の温室効果ガスの排出状況

施設別では、供給処理施設が全体の36%を占め、次いで学校教育系施設が23%、行政系施設12%、保健・福祉施設8%となっています。

供給処理施設が全体の約4割と大部分を占め、次いで学校教育系施設が約2割を占めています。一方、新型コロナウイルス感染症によって外部での活動に影響があったことを鑑みると、5類感染症移行した今後は、ガソリンと軽油の使用量増加が予想され、行政系施設等の公用車を所有する施設における温室効果ガス排出量の増加が見込まれることから、施設別の排出割合が変化する可能性が推測されます。

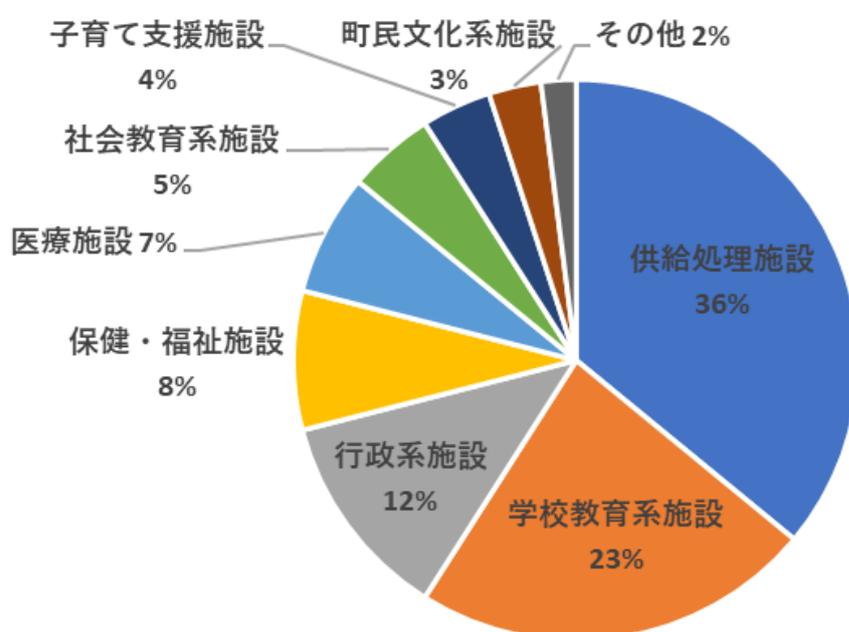


図 3 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2022 年度）

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 温室効果ガスの削減目標

2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染症流行前に比べ活動が減っておりました。しかしながら、5類感染症移行した後は活動が増えていくことが予測されるため、地球温暖化対策を講じたとしても削減量は相対的に少なくなると考えられます。

このことから、目標年度（2030年度）に基準年度（2022年度）比で8%削減することを目標とします。

※2022年度～2030年度の8年間、毎年度1%削減

表 1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (2022年度)	目標年度 (2030年度)
温室効果ガスの排出量	1,814t-CO ₂	1,669t-CO ₂
削減率	—	8%

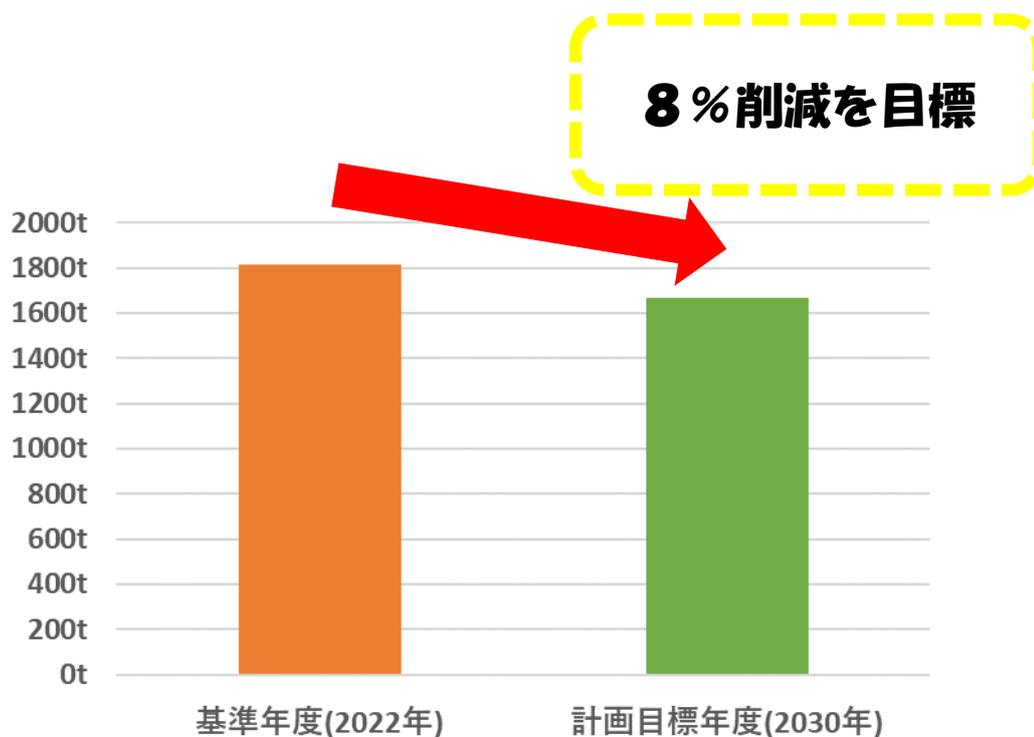


図 4 温室効果ガスの削減目標

5.目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

只見町事務事業編の温室効果ガスの排出量削減目標達成のために、温室効果ガスの排出要因である電気や灯油等の燃料使用量の削減に取り組みます。

また、町内の森林育成を推進することで、森林による二酸化炭素の吸収及び貯蔵を図ります。森林整備により得られる間伐材等については、薪や用材等として持続的に利活用することで、再生可能エネルギーの地産地消と持続可能なカーボンニュートラル社会の実現を目指します。

(2) 具体的な取組内容

省資源・省エネルギーの推進

温室効果ガス排出につながる資源の使用を減らし、建物の建築時や設備更新の際は、温室効果ガス排出量が少ない設計等を行います。

●省資源・省エネルギーの取組事例

取組内容
LED 照明への更新
公共施設の新築・改築・改修の際は、省エネルギー性能に優れたものとなるように努める
空調設備等は保守点検を実施するとともに、効率的な運用に努める
空調設備等を更新する際には、省エネルギー性能に優れたものを導入するように努める
クリーンエネルギー車(ハイブリット車、電気自動車)や、低燃費・低排出ガス自動車への移行(公用車の更新時)

再生可能エネルギーの導入・活用

自然環境や生活環境の影響を考慮しつつ、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備導入等に努めます。

森林育成と森林資源の利活用

本町の総面積の約9割を占める森林は、水や土壌、空気、美しい景観を育み、わたしたちの暮らしを支えています。

その森林を整備することで得られる間伐材等を薪や用材等として利活用することで、温室効果ガスの吸収源である森林の維持管理、環境への影響に配慮した木質バイオマスの利用を進めます。

●森林資源の保護・活用の取組事例

取組内容
適切な森林整備の推進と森林の多面的機能の発揮
自然環境・景観に配慮した森林づくり
木質バイオマスによる、持続可能な資源の利用



職員の日常の取組

職員全員で目標達成に向けた行動を心掛け、環境に配慮した職務を遂行します。

●職員の日常の取組事例

取組内容
OA 機器の省電力設定
昼休みは原則的に消灯し、受付等の最低限の場所のみ点灯する。
エコドライブの実施
使用されていない部屋の空調機設備の停止
節水の実施
冷暖房の適正な温度設定(冷房 28℃、暖房 20℃)

6.進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本町では、只見町事務事業編の取組を推進していくために、推進体制の整備と取組の進行管理を実施していきます。

各課等の長を「地球温暖化対策責任者」とし、取組の検討と進捗管理を庁議の中で行います。庁議後は各課等の長から各課等の職員へ情報共有し、取組の推進を行います。

また、各課等の職員は毎月の温室効果ガスの排出量を総務企画課へ報告し、省エネルギー性能の高い施設や設備への更新やエコドライブの実施などの目標達成に向けた取り組みを行います。

総務企画課は各課等からの報告を整理し、年次の取り組み結果を公表していきます。

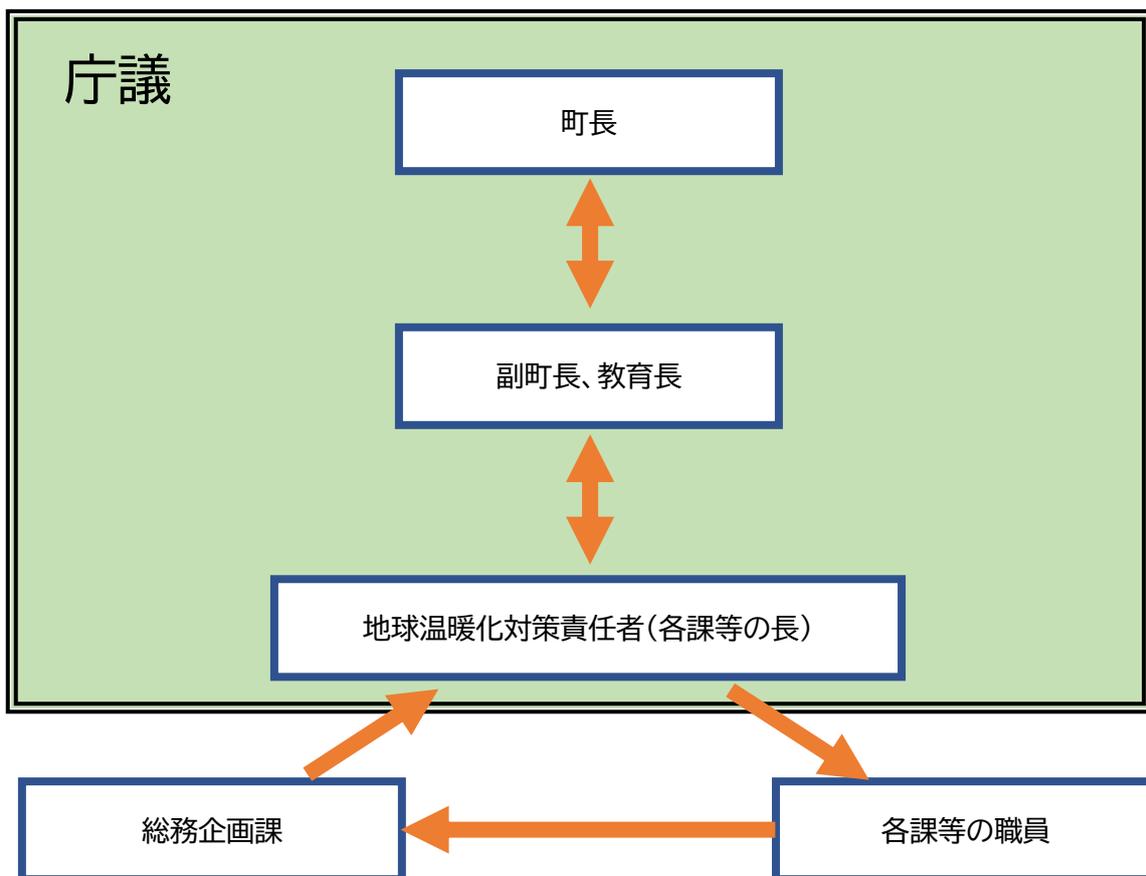


図 5 只見町事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

只見町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、只見町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

只見町事務事業編の進捗状況は、地球温暖化対策責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその報告を点検・評価し、整理したデータを年度ごとに公表します。また、その結果を基に次年度を取組の方針を決定します。

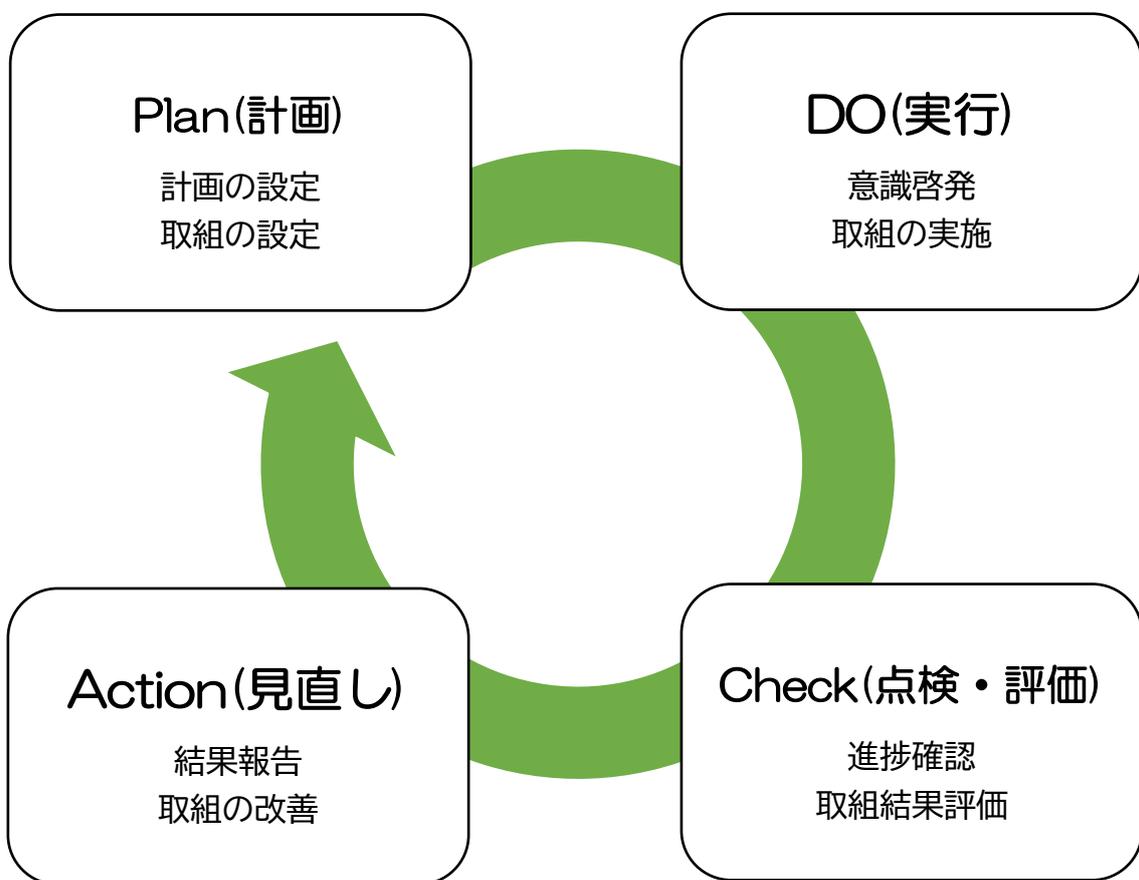


図 6 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

只見町事務事業編の進捗状況は、只見町のホームページで毎年公表します。

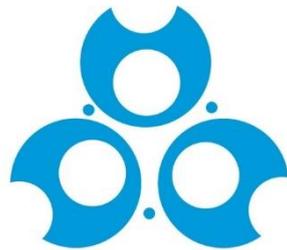
7. 参考資料

(1) 対象施設と二酸化炭素排出量一覧

No	施設名	部局	施設区分	排出量 t-CO ₂
1	町下庁舎	総務企画課	庁舎	146.15
2	駅前庁舎	町民生活課	庁舎	73.25
3	消防施設	町民生活課	消防施設	6.31
4	雨堤公衆トイレ	町民生活課	公園	3.22
5	不動堂地区浄水場	町民生活課	水道施設	1.63
6	只見配水池	町民生活課	水道施設	0.75
7	只見地区浄水場	町民生活課	水道施設	49.44
8	叶津地区浄水場	町民生活課	水道施設	4.63
9	塩沢地区浄水場	町民生活課	水道施設	0.43
10	宮淵地区浄水場	町民生活課	水道施設	2.01
11	寄岩地区浄水場	町民生活課	水道施設	0.15
12	梁取配水池	町民生活課	水道施設	0.14
13	小林地区浄水場	町民生活課	水道施設	45.06
14	熊亀地区浄水場	町民生活課	水道施設	13.68
15	深沢配水池	町民生活課	水道施設	0.22
16	黒谷地区浄水場	町民生活課	水道施設	53.44
17	黒谷配水池	町民生活課	水道施設	0.67
18	只見地区浄化センター	町民生活課	下水道施設	133.76
19	明和地区浄化センター	町民生活課	下水道施設	71.92
20	朝日地区浄化センター	町民生活課	下水道施設	222.77
21	八木沢地区汚水処理施設	町民生活課	下水道施設	36.17
22	梁取地区汚水処理施設	町民生活課	下水道施設	22.70
23	只見町資源リサイクルセンター	町民生活課	廃棄物処理施設	1.24
24	只見町保健福祉センターあさひヶ丘	保健福祉課	保健施設	149.52
25	町下地内 除雪機格納庫	農林建設課	その他施設	0.22
26	小林スノーステーション	農林建設課	その他施設	0.00
27	湯ら里 街路灯	農林建設課	その他施設	2.56
28	融雪施設1号	農林建設課	その他施設	0.45

No	施設名	部局	施設区分	排出量 t-CO2
29	道路照明・橋梁維持(只見新屋敷地内)	農林建設課	その他施設	0.35
30	防雪センター	農林建設課	その他施設	1.91
31	黒谷スノーステーション	農林建設課	その他施設	0.02
32	ふるさと館田子倉	交流推進課	博物館等	4.58
33	ブナセンター	交流推進課	博物館等	36.26
34	只見駅(只見線ギャラリー)	交流推進課	観光・レクリエーション施設	1.97
35	観光情報ステーション	交流推進課	観光・レクリエーション施設	1.47
36	つつじが丘公園	交流推進課	公園	0.28
37	石伏公衆トイレ	交流推進課	公園	3.50
38	館ノ川公衆トイレ	交流推進課	公園	0.42
39	黒谷トイレ	交流推進課	公園	0.12
40	駅前倉庫	交流推進課	その他施設	0.06
41	只見保育所	只見保育所	保育所	27.82
42	朝日保育所	朝日保育所	保育所	24.24
43	明和保育所	明和保育所	保育所	24.55
44	朝日診療所	朝日診療所	医療施設	129.17
45	ただみ・モノとくらしのミュージアム	教育委員会	博物館等	37.47
46	旧五十嵐家住宅	教育委員会	博物館等	0.03
47	旧長谷部家住宅	教育委員会	博物館等	3.72
48	成法寺	教育委員会	博物館等	0.29
49	町下広場	教育委員会	スポーツ施設	0.56
50	町下広場夜間照明	教育委員会	スポーツ施設	3.79
51	旧朝日公民館	教育委員会	その他施設	1.03
52	只見小学校	教育委員会	小学校	91.56
53	明和小学校	教育委員会	小学校	61.24
54	朝日小学校	教育委員会	小学校	61.40
55	只見中学校	教育委員会	中学校	53.06
56	奥会津学習センター	教育委員会	その他教育施設	66.78
57	学校給食センター	教育委員会	その他教育施設	83.24

No	施設名	部局	施設区分	排出量 t-CO2
58	つつじが丘広場トイレ	教育委員会	公園	0.02
59	亀岡多目的活性化広場	教育委員会	公園	2.70
60	只見公民館	只見公民館	集会施設(市民文化系)	18.48
61	朝日公民館	朝日公民館	集会施設(市民文化系)	13.87
62	明和公民館	明和公民館	集会施設(市民文化系)	12.64
63	克雪センター	明和公民館	その他施設	0.45
64	布沢簡易郵便局	明和公民館	その他施設	2.81



只見町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和6年12月

福島県只見町役場 総務企画課

〒968-0498 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039 番地

TEL : 0241-82-5210 FAX : 0241-82-2117

URL : <https://www.town.tadami.lg.jp/>